

大阪府個人情報保護審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府個人情報保護審議会条例（令和4年大阪府条例第58号。以下「審議会条例」という。）第10条の規定に基づき、大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の開催)

第2条 審議会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号。以下「施行条例」という。）第14条の規定に基づき実施機関から諮問があったとき、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号の重点項目評価書及び同号に規定する事項に係る評価書の点検について諮問があったとき、その他会長が必要であると認めるときに会議を開く。

(部会の設置)

第3条 審議会の部会として、別表に掲げる部会を置くものとする。

(審議の原則)

第4条 審議会の部会は、別表に掲げる担当事務の審議を行うものとする。

- 2 各部会が担任する事務にまたがる事項について実施機関から諮問があったときは、部会長が協議の上、調査審議の方法を決定するものとする。

(意見等の陳述者の数)

第5条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第75条の規定により、口頭で意見又は説明を述べる者の数は、審査請求人等、審査請求人の代理人及び補佐人を合わせて3人以内とする。ただし、審査請求案件等審査部会が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の報告)

第6条 行政不服審査法第77条又は施行条例第16条の規定により、審査請求案件等審査部会が指名した委員は、これらの条の閲覧、調査等を行った場合は、速やかにその結果を審査請求案件等審査部会に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 審議会及び部会の議事録は、審議会及び部会の調査、審議の経過及びその概要を記載する。

- 2 審議会の議事録にあつては会長の確認により、部会の議事録にあつては部会長の確認により確定するものとする。

(答申)

第8条 会長は、審議会の決議を経て、実施機関に答申する。

(部会長代理)

第9条 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年5月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年10月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月11日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

別表

名称	担当事務
審査請求案件等審査部会	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会条例第2条柱書に規定する事項・ 審議会条例第2条第1号に規定する事項・ 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年大阪府条例第81号）第49条に規定する事項
特定個人情報保護評価等部会	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会条例第2条第1号に規定する事項・ 審議会条例第2条第2号に規定する事項・ 大阪府住民基本台帳法施行条例（平成23年大阪府条例第7号）第6条に規定する事項
検証部会	<ul style="list-style-type: none">・ 審査請求に関する諸手続のあり方検証に係る事項